二八　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二五　二
三〇　保険業法第二百三十四条第二号の規定による届出に関する件　二五　二

○金融庁、厚生労働省
一　労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件　二一　165　九一
二　労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める件の一部を改正する件　二一　165　九一

○金融庁、農林水産省
一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件等の一部を改正する件　二一　165　九四
二　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件　二一　165　一〇五
三　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件　二一　165　一〇五
四　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第四条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件を廃止する件　二一　165　一〇五

○消費者庁
八　適格消費者団体を公示する件　二六　一
○復興庁
一一―二　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　二九　四
○総務省
二一九　住民票及び除票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準等の一部を改正する告示　五　二
二二〇　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　七　154　一
二二一　平成二十九年総務省告示第七十八号の一部を訂正する件　七　154　一
二二二　平成二十九年総務省告示第九十二号の一部を訂正する件　七　154　二
二二三　平成二十九年総務省告示第四百二十二号の一部を訂正する件　七　154　二
二二四　平成三十年総務省告示第百十六号の一部を訂正する件　七　154　三
二二五　平成三十一年総務省告示第百三十号の一部を訂正する件　七　154　四
二二六　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　七　154　五
二二七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　七　154　六
二二八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　七　154　六
二二九　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　七　154　九
二三〇　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　七　154　九
二三一　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　七　154　九
二三二　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　七　154　九
二三三　工事担任者規則第八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件　八　三
二三四　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件　八　155　二九
二三五　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件　八　155　三〇
二三六　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件　八　155　三〇